

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
1 厚生課	令和4年度 定期健康診断(一般検診・ 指定年齢検診・胃検診)業 務委託契約	令和4年4月22日	大分市大字宮崎14155番地 おおいた健診センター	33,080,443 円	①本業務は、定期健康診断(一般検診・胃検診)及び船員検診を実施するとともに、節目の年齢である職員については、1日人間ドック形式の定期健康診断を行うものである。 ②健康診断を行うためには、約2400人の職員が県内各地で時期を限定巡回による集団健康診断を行う必要がある。また、専門医による経年的な変化の比較判定、受診者が自らの健康状態の推移を経年比較できることも必要である。 ③上記健康診断の対応が可能な検診機関が県内にはおおいた健診センターのみである。 ④根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約:一般検診 9,548円/1人 指定年齢健診 41,481円/1人 胃検診 7,128円/1人 船員検診 4,752円/1人 B型肝炎検診(定性法) 2,255円/1人 B型肝炎検診(定量法) 2,552円/1人 C型肝炎検査 2,772円/1人
2 広報課	令和4年度 被害者支援業務委託	令和4年4月1日	大分市東春日町1番1号 公益財団法人 大分被害者支援センター	8,735,900 円	①本業務は、犯罪被害者等への配慮・協力等について県民の理解を深めるための広報啓発事業を委託するものである。 ②(公社)大分被害者支援センターは、大分県公安委員会が、県内で唯一「犯罪被害者等早期援助団体」に指定した団体であり、犯罪被害者等に対する各種支援事業を長年にわたり推進していることから、同団体と随意契約を行うもの。 ③根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3 組織犯罪対策課	令和4年度不当要求情報 調査業務委託契約	令和4年4月1日	大分市荷揚町5番36号 (公財)大分県暴力追放運動推進センター	4,626,000 円	①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項の規定により、大分県公安委員会が「暴力追放運動推進センター」として指定しているもの。 ②根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4 組織犯罪対策課	令和4年度責任者公衆業 務委託契約	令和4年4月1日	大分市荷揚町5番36号 (公財)大分県暴力追放運動推進センター	3,057,000 円	①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項の規定により、大分県公安委員会が「暴力追放運動推進センター」として指定しているもの。 ②根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
5 交通企画課	令和4年度 交通事故総合管理システム保守業務委託契約	令和4年4月1日	大分市大字津留字六本松1979番地1 鬼塚電気工事株式会社	2,019,600 円	①本業務は、交通統計情報の分析等を行う交通事故総合管理システムの機能の保持と円滑な運用を図るため保守業務を委託するものである。 ②これを行うためには、システム全体のプログラム設計等に精通していることが必要である。 ③上記資格や技術を有する者は鬼塚電気工事(株)のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6 交通企画課	令和4年度 安全運転管理者等講習業務委託契約	令和4年4月12日	大分市大津町3丁目4番13号 一般社団法人 大分県安全運転管理者協議会	10,474,200 円	①本業務は、道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者に対し安全運転管理に関する講習を委託するものである。 ②これを行うためには、業務を履行に必要な体制等を有する審査を経た有資格者であることが必要である。 ③一般競争入札において落札者がいないことから、入札参加業者と契約を締結したものである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
7 交通指導課	可搬式速度違反自動取締装置定期保守委託	令和4年4月1日	大分市下郡中央3丁目2番8号 日米電子株式会社	1,100,000 円	①本業務は、可搬式速度違反自動取締装置の定期保守を委託するものである。可搬式速度自動取締装置は、公判対策上、常に測定結果の正確性を確保しておく必要があることから、定期保守委託するもの。 ②当該検査器の保守点検業務に関する認定業者であり、他の業者では公判に耐えうる検査を実施することができない。 ③公判に耐えうる検査を実施出来るのは認定業者である日米電子株式会社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8 交通指導課	速度違反自動取締装置点検業務委託	令和4年4月1日	東京都町田市小山ヶ丘2丁目2番地6 東京航空計器株式会社	3,290,100 円	①速度違反自動取締装置は常に測定結果の正確性を確保しておく必要があるため、定期点検を委託するものである。 ②当該装置は左記業者が開発製造した製品であり、点検には専用計測機器を使用する必要があり、左記業者しか点検ができないため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
9	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び運転 技能検査業務委託	令和4年4月1日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会 (大分県自動車学校)	34,769,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
10	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び運転 技能検査業務委託	令和4年4月1日	大分市大字津守564番地の4 有限会社 自動車事故防止協会 大分自動車学校	21,928,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
11 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	日田市桃山町2441番地 株式会社 日田自動車教習所	19,523,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： （令和4年4月1日～令和4年5月12日まで） 高齢者講習 合理化講習（小型特殊免許以外） 4,984.10円 高度化講習（小型特殊免許以外） 7,834.20円 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外） 5,445.00円 合理化講習（小型特殊免許のみ） 1,908.50円 高度化講習（小型特殊免許のみ） 4,261.40円 臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ） 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 （令和4年5月13日～令和5年3月31日まで） 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
12	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	中津市大字大新田368番地の2 (有)中津自動車学校	19,196,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
13 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	佐伯市6785番地 一般財団法人 佐伯自動車学校	21,413,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
14	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	宇佐市大字長洲2400番地 有限会社 宇佐自動車学校	16,807,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
15 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	杵築市大字日野2893番地 有限会社 杵築自動車工業 杵築自動車学校	31,364,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
16 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	豊後大野市三重町内田1280番地 一般財団法人 三重自動車学校	13,162,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
17	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	国東市国東町北江4398番地 国東市立 国東自動車学校	10,563,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
18	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び運転 技能検査業務委託	令和4年4月1日	大分市大字鶴瀬454番地 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・鶴崎	16,497,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。 ②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。 ③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約： （令和4年4月1日～令和4年5月12日まで） 高齢者講習 合理化講習（小型特殊免許以外） 4,984.10円 高度化講習（小型特殊免許以外） 7,834.20円 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外） 5,445.00円 合理化講習（小型特殊免許のみ） 1,908.50円 高度化講習（小型特殊免許のみ） 4,261.40円 臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ） 2,391.40円 （令和4年5月13日～令和5年3月31日まで） 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
19 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	竹田市大字植木740番地 株式会社竹田自動車協会 亀の井自動車学校・竹田	9,748,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
20 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	臼杵市大字井村1800番地 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・臼杵	13,787,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項																										
21 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	別府市上人本町4番10号 山口産業株式会社 亀の井自動車学校・別府	25,023,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： （令和4年4月1日～令和4年5月12日まで） 高齢者講習 <table border="0"> <tr><td>合理化講習（小型特殊免許以外）</td><td>4,984.10円</td></tr> <tr><td>高度化講習（小型特殊免許以外）</td><td>7,834.20円</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）</td><td>5,445.00円</td></tr> <tr><td>合理化講習（小型特殊免許のみ）</td><td>1,908.50円</td></tr> <tr><td>高度化講習（小型特殊免許のみ）</td><td>4,261.40円</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）</td><td>2,391.40円</td></tr> <tr><td>認知機能検査</td><td>737.00円</td></tr> </table> （令和4年5月13日～令和5年3月31日まで） <table border="0"> <tr><td>実車のある高齢者講習</td><td>6,332.70円</td></tr> <tr><td>実車のない高齢者講習</td><td>2,618.00円</td></tr> <tr><td>実車のある臨時高齢者講習</td><td>6,055.50円</td></tr> <tr><td>実車のない臨時高齢者講習</td><td>2,618.00円</td></tr> <tr><td>認知機能検査</td><td>1,035.10円</td></tr> <tr><td>運転技能検査</td><td>3,347.30円</td></tr> </table> </p>	合理化講習（小型特殊免許以外）	4,984.10円	高度化講習（小型特殊免許以外）	7,834.20円	臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,445.00円	合理化講習（小型特殊免許のみ）	1,908.50円	高度化講習（小型特殊免許のみ）	4,261.40円	臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）	2,391.40円	認知機能検査	737.00円	実車のある高齢者講習	6,332.70円	実車のない高齢者講習	2,618.00円	実車のある臨時高齢者講習	6,055.50円	実車のない臨時高齢者講習	2,618.00円	認知機能検査	1,035.10円	運転技能検査	3,347.30円
合理化講習（小型特殊免許以外）	4,984.10円																														
高度化講習（小型特殊免許以外）	7,834.20円																														
臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,445.00円																														
合理化講習（小型特殊免許のみ）	1,908.50円																														
高度化講習（小型特殊免許のみ）	4,261.40円																														
臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）	2,391.40円																														
認知機能検査	737.00円																														
実車のある高齢者講習	6,332.70円																														
実車のない高齢者講習	2,618.00円																														
実車のある臨時高齢者講習	6,055.50円																														
実車のない臨時高齢者講習	2,618.00円																														
認知機能検査	1,035.10円																														
運転技能検査	3,347.30円																														

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
22 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び運転 技能検査業務委託	令和4年4月1日	大分市大字皆春531番地の1 株式会社 大分県農協共済福祉事業社 大分東自動車学校	23,670,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： （令和4年4月1日～令和4年5月12日まで） 高齢者講習 合理化講習（小型特殊免許以外） 4,984.10円 高度化講習（小型特殊免許以外） 7,834.20円 臨時高齢者講習（小型特殊免許以外） 5,445.00円 合理化講習（小型特殊免許のみ） 1,908.50円 高度化講習（小型特殊免許のみ） 4,261.40円 臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ） 2,391.40円 （令和4年5月13日～令和5年3月31日まで） 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

	契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
23	運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	玖珠郡玖珠町大字塚脇52番地2 株式会社 玖珠自動車教習所	11,153,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： (令和4年4月1日～令和4年5月12日まで) 高齢者講習 合理化講習(小型特殊免許以外) 4,984.10円 高度化講習(小型特殊免許以外) 7,834.20円 臨時高齢者講習(小型特殊免許以外) 5,445.00円 合理化講習(小型特殊免許のみ) 1,908.50円 高度化講習(小型特殊免許のみ) 4,261.40円 臨時高齢者講習(小型特殊免許のみ) 2,391.40円 認知機能検査 737.00円 (令和4年5月13日～令和5年3月31日まで) 実車のある高齢者講習 6,332.70円 実車のない高齢者講習 2,618.00円 実車のある臨時高齢者講習 6,055.50円 実車のない臨時高齢者講習 2,618.00円 認知機能検査 1,035.10円 運転技能検査 3,347.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項																										
24 運転免許課	令和4年度 高齢者講習業務及び認知 機能検査・運転技能検査業 務委託	令和4年4月1日	豊後高田市新地1675番地1 有限会社 豊の里自動車学校	10,469,000 円	<p>①本業務は高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を行うものである。</p> <p>②これを行うためには、道路交通法施行規則第38条の3「道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるもの」、同規則第31条の4の2及び運転免許に係る講習等に関する規則第4条「認知機能検査員及び運転技能検査員が必要な数以上置かれており、検査を行うために必要かつ適切な組織、能力を有すると公安委員会が認める法人」である必要がある。</p> <p>③上記要件を満たし、実施機関として公安委員会が認める法人は、県内17校の指定自動車教習所及び1校の届出自動車教習所である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約： （令和4年4月1日～令和4年5月12日まで） 高齢者講習 <table border="0"> <tr><td>合理化講習（小型特殊免許以外）</td><td>4,984.10円</td></tr> <tr><td>高度化講習（小型特殊免許以外）</td><td>7,834.20円</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）</td><td>5,445.00円</td></tr> <tr><td>合理化講習（小型特殊免許のみ）</td><td>1,908.50円</td></tr> <tr><td>高度化講習（小型特殊免許のみ）</td><td>4,261.40円</td></tr> <tr><td>臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）</td><td>2,391.40円</td></tr> <tr><td>認知機能検査</td><td>737.00円</td></tr> </table> （令和4年5月13日～令和5年3月31日まで） <table border="0"> <tr><td>実車のある高齢者講習</td><td>6,332.70円</td></tr> <tr><td>実車のない高齢者講習</td><td>2,618.00円</td></tr> <tr><td>実車のある臨時高齢者講習</td><td>6,055.50円</td></tr> <tr><td>実車のない臨時高齢者講習</td><td>2,618.00円</td></tr> <tr><td>認知機能検査</td><td>1,035.10円</td></tr> <tr><td>運転技能検査</td><td>3,347.30円</td></tr> </table> </p>	合理化講習（小型特殊免許以外）	4,984.10円	高度化講習（小型特殊免許以外）	7,834.20円	臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,445.00円	合理化講習（小型特殊免許のみ）	1,908.50円	高度化講習（小型特殊免許のみ）	4,261.40円	臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）	2,391.40円	認知機能検査	737.00円	実車のある高齢者講習	6,332.70円	実車のない高齢者講習	2,618.00円	実車のある臨時高齢者講習	6,055.50円	実車のない臨時高齢者講習	2,618.00円	認知機能検査	1,035.10円	運転技能検査	3,347.30円
合理化講習（小型特殊免許以外）	4,984.10円																														
高度化講習（小型特殊免許以外）	7,834.20円																														
臨時高齢者講習（小型特殊免許以外）	5,445.00円																														
合理化講習（小型特殊免許のみ）	1,908.50円																														
高度化講習（小型特殊免許のみ）	4,261.40円																														
臨時高齢者講習（小型特殊免許のみ）	2,391.40円																														
認知機能検査	737.00円																														
実車のある高齢者講習	6,332.70円																														
実車のない高齢者講習	2,618.00円																														
実車のある臨時高齢者講習	6,055.50円																														
実車のない臨時高齢者講習	2,618.00円																														
認知機能検査	1,035.10円																														
運転技能検査	3,347.30円																														
25 運転免許課	令和4年度 IC運転免許証作成システ ム賃貸借契約	令和4年4月1日	東京都新宿区新宿四丁目3番17号 株式会社DNPアイディーシステム	8,580,000 円	<p>①本契約は、IC運転免許証作成システムを再リースするものである。</p> <p>②これを行うためには、既存の契約業者から機器（システム）を借り入れる必要がある。</p> <p>③上記の既存の契約業者は、株式会社DNPアイディーシステムである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>																										
26 運転免許課	令和4年度 道路交通法の一部改正に 伴う総合運転者管理システ ム移行業務委託契約	令和4年4月19日	大分市東春日町17-19 日本電気株式会社大分支店	1,379,840 円	<p>①本業務は、改正道路交通法の施行日に合わせて、改修済みプログラムを本番環境に移行するものである。</p> <p>②これを行うためには、高度な専門知識、技術及び経験を有し、総合運転者管理システムの改修業務受託事業者に依頼する必要がある。</p> <p>③上記の事業者は、日本電気株式会社である。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>																										

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
27 交通規制課	令和4年度 道路情報提供業務委託	令和4年4月1日	東京都千代田区飯田橋1丁目5-10 公益財団法人 日本道路交通情報センター	11,310,000 円	①本業務は、道路交通法に基づき車両の通行に必要な情報を提供するものである。 ②これを行うためには、道路交通情報の提供に係る事務を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有していることが必要である。 ③上記組織、設備及び能力を有しているのは、日本道路交通情報センターのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
28 交通規制課	令和4年度 交通安全施設設計システム保守業務	令和4年4月1日	神戸市中央区磯上通2丁目2番21号 株式会社 ドーン	2,204,400 円	①本業務は、交通安全施設設計システムの異常を未然に防止し、正常な機能の保持と円滑な運用を図るものである。 ②これを行うためには、システム全体のプログラム設計等に精通していることが必要である。 ③上記、プログラム設計等に精通しているのは(株)ドーンのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
29 生活安全企画課	大分県警察電子メール情報配信システム等維持管理業務委託	令和4年4月1日	大分市大字津留1979番地1 鬼塚電気工事株式会社	2,125,200 円	①本業務は、大分県警察が運用している大分県警察電子メール情報配信システム等を良好に維持管理するため、専門業者に保守委託するもの。 ②これを行うためには、開発者が保有する独自のプログラム等の技術が必要である。 ③上記技術を有する者は、開発者である鬼塚電気工事株式会社だけである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
30 生活安全企画課	風俗営業の営業所の管理者講習及び調査業務委託	令和4年4月1日	大分市荷揚町5番36号 公益財団法人 大分県防犯協会	4,699,547 円	①本業務は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を目的として講習や調査業務等を委託するもの。 ②上記目的を達成するため、都道府県に一体限って都道府県風俗環境浄化協会として指定する。 ③上記指定を受けているのは、公益財団法人大分県防犯協会である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
31 生活安全企画課	警備員指導教育責任者新規講習等委託	令和4年4月8日	大分市大州浜1丁目9番18号 一般社団法人 大分県警備業協会	1,754,660 円	①本業務は、警備員指導教育責任者の新規講習及び追加取得講習にかかる業務を委託するもの。 ②この講習を行うためには、資格や経験等の条件を満たす必要がある。 ③この条件を満たすのは、県内では一般社団法人大分県警備業協会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
32 地域課	令和4年度 タクシー無線同報システム 機器の賃貸借契約	令和4年4月1日	福岡県福岡市中央区天神1丁目町10番20号 NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店	3,264,360 円	①本契約は、迷子等の手配をタクシー会社に対して行うものである。 ②本契約は、平成26年3月からリース契約で運用しており、令和4年3月31日で契約が満了したため、再リース契約を締結したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
33 地域課	令和4年度 緊急通報用電話に係る位置 情報通知システム回線 契約	令和4年4月1日	大分市長浜町3丁目15番7号 西日本電信電話株式会社 大分支店	1,778,832 円	①110番を受理した場合、速やかにその発信番号、契約者氏名、住所をディスプレイ上に表示し、通報場所・関係者等を迅速、的確に把握することにより適切な警察活動を確保するものである。 ②110番通報での緊急通報電話回線の利用は、西日本電信電話株式会社の回線のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
34 別府警察署	令和4年度 被留置者糧食単価契約	令和4年4月1日	別府市駅前本町5-25 味菜	3,018,286 円	①本契約は、被留置者に対する糧食の供給を行うものである。 ②これを行うためには、発注者の示すカロリーを満たす糧食を朝・昼・夕の3食について、被留置者の人数から日々増減する発注数量に毎日(休日、祝日等を問わず)対応し供給することができる設備と技術が必要である。 ③上記設備や技術に対応できる業者は当署管内で他に確認できず、左記業者は平成30年度から本契約を締結してきた業者で、不誠実な行為は一度もなく契約を履行してきた実績がある。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：朝食385.56円、昼食414.72円、夕食414.72円
35 総務課	令和4年度 タブレット型端末等の賃貸 借契約	令和4年5月30日	大分市大字津留1979番地1 鬼塚電気工業株式会社	4,743,200 円	①本業務は、県議会において議会運営のデジタル化を図ることを目的としてタブレット端末を整備しており、警察本部にあってもデジタル化に対応する必要があるため、出席者が使用するタブレット端末等を借り上げるものである。 ②競争入札において、再度の入札に付き、落札者がなかったため、随意契約に移行し、契約を締結したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
36 交通企画課	体験型交通安全教育業務委託契約	令和4年4月25日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会	8,514,000 円	①本業務は、事業者および中学生、高校生に対し交通安全教育車庫等を活用した体験型交通安全教育を実施し交通事故総量抑止を図るため、教育業務を委託するもの。 ②これを行うためには、業務を履行に必要な体制等を有する審査を経た有資格者である必要がある。 ③一般競争入札において落札者がいないことから、入札参加業者と契約を締結したものである ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
37 交通企画課	交通事故防止総合対策事業委託業務	令和4年5月24日	大分市松が丘3丁目1番12号 大分ケーブルテレコム株式会社	2,945,800 円	①本業務は、動画コンテンツにかかるテレビCM放送等の制作業務を委託するものである。 ②提案競技により契約業者を決定し、随意契約を締結したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
38 運転免許課	令和4年度指定自動車教習所職員講習業務委託契約	令和4年5月2日	大分市賀来北1丁目3番54号 一般社団法人 大分県指定自動車教習所協会	2,640,000 円	①本業務は、道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所職員講習を委託するものである。 ③一般競争入札において落札者がいないことから、入札参加業者と契約を締結したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
39 交通規制課	令和4年度道路使用許可調査事務委託契約	令和4年4月1日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会	8,852,736 円	①本業務は、大分中央警察署および大分東警察署管内の道路使用許可申請に関する許可条件の履行状況等の調査をおこなうものである。 ②これを行うためには、道路交通法第108条の31の規定により大分県公安委員会は指定する「大分県交通安全安全活動推進センター」である必要がある。 ③上記指定を有する者は大分県交通安全協会のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
40 生活安全企画課	特殊詐欺被害防止広報等業務委託	令和4年5月25日	大分市都町1-1-1 株式会社九州博報堂大分支社	6,990,500 円	①本業務は、県民に広く特殊詐欺の手口や対処方法等を周知し、個々人に特殊詐欺に対する抵抗力を身につけさせることにより、その被害を防止することを目的に、特殊詐欺被害防止の動画等を作成し、効果的な広告運用を行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、3者から企画提案を受け、審査した結果、最も優れた企画提案を行った業者と契約したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
41 警務課	令和4年度緊急走行運転訓練業務委託契約	令和4年6月14日	熊本県菊池郡大津町大字平川1500 (株)ホンダレインボーマータースクール ホンダセーフティ&ライディングプラザ九州 HSR九州交通教育センターレインボーク熊本	1,445,400 円	①本業務は、警察車両の緊急走行時及び高速走行時の事故防止を図るため、高速運転時の車両状態・運転感覚・状況判断を体験させ、高度な高速運転技能を修得するために行うものである。 ②本業務を委託するにあたり、高速走行等ができる施設及び技能講習のできる専門のスタッフによる指導を受けることが必要であり、その条件を満たすものは九州で当該契約者のみであるため。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
42 警務課	大分県警察官採用募集広告運用業務委託契約	令和4年6月20日	大分市東春日町6-1 つつみビル (株)読売広告西部大分支社	3,326,000 円	①本業務はSNSを利用した大分県警察官採用募集広告の制作及び運用を委託するものである。 ②本業務を委託するに当たり、5社から企画提案を受け、審査委員会による審査の結果、最も優れた企画を提案した業者と契約したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
43 警備運用課	計器飛行訓練講習委託	令和4年6月14日	東京都大田区羽田空港1丁目8番2号 東京航空計器株式会社	1,188,000 円	①本業務は、ヘリコプター運転時における天候急変、エンジントラブル等緊急事態が発生した際の対応を修得するため、実機では訓練できない状況下での訓練を装置を使用して実施するものである。 ②ヘリコプター(アグスタ式A109E型)用の訓練装置を所持している必要があり、その他当該が求める訓練内容を満たす業者は東京航空計器株式会社のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
44 運転免許課	令和4年度 更新時講習業務委託契約	令和4年5月20日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会	60,473,461 円	<p>①本業務は、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する更新時講習を委託するものである。</p> <p>③一般競争入札において落札者がないことから、入札参加業者と契約を締結したものである。</p> <p>③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p> <p>④単価契約： ・更新時講習 優良運転者講習 407.00円 一般運転者講習 544.50円 違反運転者講習・初回更新者講習 820.60円</p>
45 運転免許課	令和4年度 停止処分者講習・違反者講習業務委託契約	令和4年5月20日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会	11,746,811 円	<p>①本業務は、道路交通法第108条の2第1項第3号に規定する停止処分者講習、同項第13号に規定する違反者講習を委託するものである。</p> <p>③一般競争入札において落札者がないことから、入札参加業者と契約を締結したものである。</p> <p>③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p> <p>④単価契約： ・停止処分者講習 短期講習 6,259.00円 中期講習 8,577.80円 長期講習 11,764.50円 ・違反者講習 社会参加活動を含む講習 5,076.50円 社会参加活動を含まない講習 7,010.30円</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項																																																		
46 運転免許課	令和4年度 運転免許事務委託契約	令和4年6月28日	大分市豊町2丁目1番25号 公益財団法人 大分県交通安全協会	105,065,483 円	<p>①本業務は、運転免許保有者等の利便性の向上と運転免許業務の効率的な推進を図るため、運転免許事務の一部を委託するものである。</p> <p>②これを行うためには、運転免許事務委託入札参加資格審査規程に定める有資格者であることが必要である。</p> <p>③一般競争入札に付し落札者がなかったため、応札者と随意契約を締結したものである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p> <p>⑤単価契約</p> <p>免許センター分</p> <table border="0"> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））</td> <td>135.190円</td> </tr> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））</td> <td>42.900円</td> </tr> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（合格者））</td> <td>262.141円</td> </tr> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（不合格者））</td> <td>156.750円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証更新申請に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>229.790円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証更新申請に関する事務（免許センター受付分）</td> <td>322.190円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証再交付申請に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>214.830円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証再交付申請に関する事務（免許センター受付分）</td> <td>272.140円</td> </tr> <tr> <td>記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>150.370円</td> </tr> <tr> <td>記載事項変更届に関する事務（免許センター受付分）</td> <td>322.190円</td> </tr> <tr> <td>記載事項変更届に関する事務（更新と同時に）</td> <td>150.370円</td> </tr> <tr> <td>申請書の複写に関する事務</td> <td>7.040円</td> </tr> <tr> <td>申請取消に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>64.350円</td> </tr> <tr> <td>経歴証明に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>90.200円</td> </tr> <tr> <td>更新通知に関する事務</td> <td>7.480円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習等通知に関する事務</td> <td>11.550円</td> </tr> <tr> <td>警察署等分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））</td> <td>236.280円</td> </tr> <tr> <td>運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））</td> <td>236.280円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証更新申請に関する事務</td> <td>364.760円</td> </tr> <tr> <td>運転免許証再交付申請に関する事務</td> <td>193.270円</td> </tr> <tr> <td>記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>279.180円</td> </tr> <tr> <td>申請書の複写に関する事務</td> <td>7.040円</td> </tr> <tr> <td>申請取消に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>214.830円</td> </tr> <tr> <td>経歴証明に関する事務（警察署等受付分）</td> <td>150.370円</td> </tr> </table>	運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））	135.190円	運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））	42.900円	運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（合格者））	262.141円	運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（不合格者））	156.750円	運転免許証更新申請に関する事務（警察署等受付分）	229.790円	運転免許証更新申請に関する事務（免許センター受付分）	322.190円	運転免許証再交付申請に関する事務（警察署等受付分）	214.830円	運転免許証再交付申請に関する事務（免許センター受付分）	272.140円	記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）	150.370円	記載事項変更届に関する事務（免許センター受付分）	322.190円	記載事項変更届に関する事務（更新と同時に）	150.370円	申請書の複写に関する事務	7.040円	申請取消に関する事務（警察署等受付分）	64.350円	経歴証明に関する事務（警察署等受付分）	90.200円	更新通知に関する事務	7.480円	高齢者講習等通知に関する事務	11.550円	警察署等分		運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））	236.280円	運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））	236.280円	運転免許証更新申請に関する事務	364.760円	運転免許証再交付申請に関する事務	193.270円	記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）	279.180円	申請書の複写に関する事務	7.040円	申請取消に関する事務（警察署等受付分）	214.830円	経歴証明に関する事務（警察署等受付分）	150.370円
運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））	135.190円																																																						
運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））	42.900円																																																						
運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（合格者））	262.141円																																																						
運転免許申請に関する事務（免許センター受付分（不合格者））	156.750円																																																						
運転免許証更新申請に関する事務（警察署等受付分）	229.790円																																																						
運転免許証更新申請に関する事務（免許センター受付分）	322.190円																																																						
運転免許証再交付申請に関する事務（警察署等受付分）	214.830円																																																						
運転免許証再交付申請に関する事務（免許センター受付分）	272.140円																																																						
記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）	150.370円																																																						
記載事項変更届に関する事務（免許センター受付分）	322.190円																																																						
記載事項変更届に関する事務（更新と同時に）	150.370円																																																						
申請書の複写に関する事務	7.040円																																																						
申請取消に関する事務（警察署等受付分）	64.350円																																																						
経歴証明に関する事務（警察署等受付分）	90.200円																																																						
更新通知に関する事務	7.480円																																																						
高齢者講習等通知に関する事務	11.550円																																																						
警察署等分																																																							
運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（合格者））	236.280円																																																						
運転免許申請に関する事務（警察署等受付分（不合格者））	236.280円																																																						
運転免許証更新申請に関する事務	364.760円																																																						
運転免許証再交付申請に関する事務	193.270円																																																						
記載事項変更届に関する事務（警察署等受付分）	279.180円																																																						
申請書の複写に関する事務	7.040円																																																						
申請取消に関する事務（警察署等受付分）	214.830円																																																						
経歴証明に関する事務（警察署等受付分）	150.370円																																																						
47 地域課	令和4年度 大型一種自動車運転免許 取得技能教習委託業務	令和4年6月14日	大分市大字皆春531番地の1 大分東自動車学校	1,898,160 円	<p>①本業務は、管区機動隊員に大型一種自動車運転免許を取得させ、管区機動隊の現場出動に万全を期すものである。</p> <p>②大分市内で大型免許を取得することのできる自動車学校3者に見積書を依頼し、より低廉な額である大分東自動車学校と契約を締結したものである。</p> <p>③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>																																																		

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
48 会計課	遺失物管理システムデータ移行業務	令和4年7月26日	大分市大字都留1979番地1 鬼塚電気工事株式会社	7,145,600 円	①遺失物管理システムは、平成29年度に開発を行ったサーバーシステムで、その設計、構造、導入から保守までの一連の作業は鬼塚電気工事株式会社が発注契約を締結している。 ②当該システムは鬼塚電気工事株式会社のものであり、サーバーにあるデータを抽出できるのは鬼塚電気工事株式会社だけであることから、鬼塚電気工事株式会社と一者随意契約を締結するもの。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
49 警務課	大分県警察特殊勤務手当管理システム構築委託契約	令和4年7月1日	大分市東春日町17番19号 東芝デジタルエンジニアリング株式会社	18,590,000 円	①本業務は、現在稼働中の勤務管理システムとデータ連携の上、特殊勤務に関する申請、承認、実績管理、勤務管理との照合作業をシステム上で行うことで、業務の大幅な省力化、効率化及び正確性の向上を図ることを目的とし、新たなシステムの構築を委託するものである。 ②これを行うためには、現行の勤務管理システムに機能追加を行い、本システムの構築及びそれに伴う機能改修が必要である。 ③上記業務が可能な業者は、東芝デジタルエンジニアリング株式会社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
50 交通指導課	定置式レーダースピードメーター	令和4年6月21日	大分市王子町7-1 日本無線株式会社 大分営業所	3,080,000 円	①本業務は、経年劣化した当該装置を更新するため購入するものである。 ②当該装置を取り扱っている業者は左記業者のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
51 交通指導課	車載式レーダースピードメーター	令和4年7月19日	大分市王子町7-1 日本無線株式会社 大分営業所	14,403,400 円	①本業務は、法改正に伴い計画的に更新整備するため購入するものである。 ②当該装置を取り扱っている業者は左記業者のみである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
52 運転免許課	令和4年度免許台帳ファイリングシステム賃貸借契約	令和4年7月29日	福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店	1,692,669 円	①本契約は、免許台帳ファイリングシステムを再リースするものである。 ②これを行うためには、既存の契約業者から機器(システム)を借り入れる必要がある。 ③上記の既存の契約業者は、NECキャピタルソリューション株式会社九州支店である。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
53 厚生課	特別健康診断(管区機動隊要員・機動隊員検診等)業務委託	令和4年8月26日	大分市大字宮崎1415番地 おおいた検診センター	3,554,650 円	<p>①本業務は、労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第45条及び大分県警察職員安全衛生に関する訓令第14条の規程等により、次に掲げる職員に対する特別健康診断を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管区機動隊要員 ・機動隊員 ・潜水業務従事者 ・深夜業務従事者 ・有機溶剤取扱者 ・特定化学物質取扱者 ・騒音業務従事者 ・放射線業務従事者 <p>②特別健康診断(管区機動隊要員・機動隊員検診等)の受診対象者は、その業務の特殊性から各検診を重複して受診しなければならず、検診費用及び対象職員の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>③全ての検査項目を実施できる検診機関は、おおいた検診センターのみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>⑤単価契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管区機動隊要員、機動隊員検診 10,230円 ・潜水業務従事者検診(一般検診) 9,350円 ・潜水業務従事者検診(精密検診) 3,850円 ・深夜業務従事者検診 4,950円 ・有機溶剤取扱者検診 20,878円 ・特定化学物質取扱者検診(ジクロロメタン取扱者以外) 3,498円 ・特定化学物質取扱者検診(ジクロロメタン取扱者) 3,740円 ・騒音業務従事者検診 1,980円 ・放射線業務従事者検診 2,970円
54 刑事企画課	捜査支援用 画像解析システム 賃貸借契約	令和4年9月12日	東京都千代田区神田駿河台4-4-1 株式会社デジモ	15,840,000 円	<p>①本システムは、デジタル映像・画像解析の高度化により捜査報告書を簡易に作成する等、捜査力向上と大幅な業務効率改善を図るものである。</p> <p>②本システムは警察専用が開発され、事件送致への使用が認められている。</p> <p>③上記システムに関する技術・権利を有する者はデジモのみである。</p> <p>④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>
55 交通規制課	交通信号機の災害復旧	令和4年9月19日	大分市要町3丁目7アーバンリブ金池201 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 大分テクノセンタ	1,578,060 円	<p>①台風14号により倒壊した交通信号機の災害復旧修繕を行ったもの</p> <p>②道路交通を緊急に回復させるため、競争入札に付することができなかったもの。</p> <p>③地方自治法施行令第167条の2第1項第5号</p>

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
56 保安課	関係性分析端末	令和4年9月7日	岡山市南区西市116-13 株式会社 トスコ	2,310,000 円	①金融機関から入手した口座明細をスキャナーで読み取り、データ化するとともに、口座間の関係性の可視化をおこなうため。 ②佐賀県警察と共同開発したものであり警察捜査の目的で特化したシステムである。 ③このシステムを販売しているのは、同社のみである。 ④地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
57 警備運用課	ヘリコプター用部品購入契約	令和4年10月26日	東京都港区芝浦1丁目2番1号 兼松株式会社	5,587,697 円	①県警が管理するヘリコプターの定期点検整備及び不具合修理時に交換を必要とする各種部品を購入するもの。 ②当該ヘリコプターに関する部品の購入等における警察庁及び各都道府県警に対する国内唯一の販売代理店が兼松株式会社である。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
58 警備運用課	令和4年度 免許台帳ファイリングシステム保守点検業務委託契約	令和4年10月31日	大分市東春日町17-19 日本電気株式会社大分支店	1,853,500 円	①本業務は、免許台帳ファイリングシステムを定期的に保守点検することにより、システムの安定した機能を維持し、適正な運用を確保するために行うものである。 ②これを行うためには、システム全体のプログラム設計等に精通していることが必要である。 ③上記システムに精通しているのは、日本電気株式会社のみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
59 警務課	令和5年度版警察官採用 募集用パンフレット等作製 業務委託契約	令和4年11月1日	大分市高江西1丁目4323番地の25 いづみ印刷株式会社	2,156,000 円	①本業務は、令和5年度版警察官採用募集用パンフレット等の作製を委託するものである。 ②本業務を委託するにあたり、6社から企画提案を受け、審査委員会による審査の結果、最も優れた企画を提案した業者と契約したものである。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
60 情報管理課	大分県警察情報システム 用サーバ等の賃貸借契約	令和4年11月28日	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社JECC	1,229,360 円	①本業務は、大分県警察で自主開発した各種情報システムを運用する大分県警察システム用サーバ等の賃貸借を行うものである。 ②賃貸借期間満了により再リースを行うものである。 ③上記再リース品を所有し、賃貸できる者は株式会社JECCのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
61 交通指導課	日本無線製レーダースピードメーター(車載式・定置式)の定期点検	令和4年11月9日	大分市王子町7-1 日本無線株式会社 大分営業所	1,304,600 円	①速度取り締まり時に対象車両の走行速度を測定する機器の正確性を担保するため年1回の定期検査を実施するもの。 ②当該検査器の製造業者であり、他の業者では公判に耐えうる検査を実施することができない。 ③根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
62 運転免許課	令和4年度 認知機能検査用タブレット 等物品購入契約	令和4年11月22日	東京都新宿区新宿四丁目3番17号 株式会社DNPアイディーシステム	17,703,400 円	①本契約は、道路交通法第101条の4第2項に規定する認知機能検査用タブレットを使用して行うための認知機能検査用タブレット等を購入するものである。 ②これを購入するためには、認知機能検査用ソフトウェアの組み込まれたタブレットの販売業者から購入する必要がある。 ③上記のタブレットの販売業者は、株式会社DNPアイディーシステムのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
63 サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪等対処能力 向上研修(中級)委託契約	令和4年11月29日	東京都千代田区神田小川町2-4-16 一般財団法人 日本サイバー犯罪対策センター	1,518,000 円	①本契約は、サイバー犯罪に対する知識・技能を習得するために行うものである。 ②これを行うためには、警察実務に直結したサイバー研修を行う知識・技能が必要である。 ③上記知識や技能を有する者は、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターのみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
64 施設装備課	No.23 交通管制システム 中央装置改良工事	令和4年12月2日	福岡市博多区東比恵2-7-1 オムロンソーシアルソリューションズ 株式会社 九州営業所	17,050,000 円	①本工事は、信号機の高度化・多現示化に伴い、交通管制システムの改良を行うものである。 ②同システムは、システム開発業者独自のプログラムで構築されており、システムを構築した業者が施工することが必要不可欠である。また、システム改良時に不具合が発生した場合、同システムの動作保証ができる専門知識と技術を有していなければ、交通管制システムの運用の安全性を確保することができず、円滑な交通に多大な支障を生じることとなる。 ③これらの条件を満たすのは、同システムを構築したオムロンソーシアルソリューションズ(株)1者だけである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
65 警察本部会計課	遺失物管理システム用 サーバー等の賃貸借契約	令和4年12月26日	大分市大字津留1979-1 鬼塚電気工事株式会社	1,153,900 円	①本業務は、遺失物管理システム用機器及びシステムの賃貸借契約を行うものであり、令和5年3月31日までを期間として再リース契約をしたものである。 ②これを行うためには当該システムに精通し、遺失物法等を熟知している必要がある。 ③上記条件を満たすのは開発者である鬼塚電気工事株式会社のみである。 ④根拠法令: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

警察本部 随意契約件数 68 件 金額 761,694,907 円

契約担当課・所名	契約の名称及び内容	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額	随意契約理由及び地方自治法施行令適用条項
66 警備運用課	ヘリコプター用部品修繕契約	令和5年2月14日	東京都港区芝浦1丁目2番1号 兼松株式会社	9,603,000 円	①県警が管理するヘリコプターを修繕するもの。 ②当該ヘリコプターに関する部品の修繕・購入等における警察庁及び各都道府県警に対する国内唯一の販売代理店が兼松株式会社である。 ③根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
67 刑事企画課	録音・録画装置修繕契約	令和5年1月10日	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-8-25 ソニックガード株式会社	1,650,000 円	①本業務は、録音・録画装置の修繕を行うものである。 ②当該装置修繕に関する技術を有する者はソニックガードのみである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
68 運転免許課	令和4年度 タブレット式認知機能検査 システムソフトウェア使用契約	令和5年2月27日	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 株式会社DNPアイディーシステム	7,291,152 円	①本契約は、道路交通法第101条の4第2項に規定する認知機能検査を行うために購入した認知機能検査用タブレット等にインストールされた専用ソフトウェアを使用するためのものである。 ②これを行うためには、認知機能検査用タブレット等の購入契約を締結した業者とソフトウェアの使用契約を締結する必要がある。 ③上記のタブレット等の購入契約を締結した業者は、株式会社DNPアイディーシステムである。 ④根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ⑤単価契約：198円/件